

## 令和2年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

## 1 暴力行為

定義：「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」

※R2年度調査から「学校の管理下」「学校の管理下以外」に関わらず、自校の児童・生徒が行った暴力行為を対象にすることに変更された。

## &lt;小学校&gt;

( ) 内は、発生学校率＝発生学校数÷学校総数×100 (%)

## 学校の管理下以外

	H29年度	H30年度	R1年度
文京区 (発生学校率)%	<b>0</b> (0.0)	<b>1</b> (5.0)	<b>2</b> (10.0)
東京都 (発生学校率)%	53 (1.4)	59 (2.6)	34 (2.0)

## 学校の管理下

	H29年度	H30年度	R1年度
文京区 (発生学校率)%	<b>11</b> (30.0)	<b>7</b> (20.0)	<b>10</b> (20.0)
東京都 (発生学校率)%	707 (13.3)	924 (16.6)	1,006 (17.0)

	R2年度
文京区 (発生学校率)%	<b>7</b> (15.0)
東京都 (発生学校率)%	930 (16.2)
全国 (発生学校率)%	41,056 (30.0)

## &lt;中学校&gt;

## 学校の管理下以外

	H29年度	H30年度	R1年度
文京区 (発生学校率)%	<b>0</b> (0.0)	<b>1</b> (10.0)	<b>4</b> (30.0)
東京都 (発生学校率)%	75 (8.5)	56 (7.7)	64 (8.0)

## 学校の管理下

	H29年度	H30年度	R1年度
文京区 (発生学校率)%	<b>22</b> (80.0)	<b>24</b> (70.0)	<b>10</b> (30.0)
東京都 (発生学校率)%	1,363 (40.0)	1,537 (42.5)	1,232 (41.7)

	R2年度
文京区 (発生学校率)%	<b>9</b> (40.0)
東京都 (発生学校率)%	843 (36.8)
全国 (発生学校率)%	21,293 (41.6)

## 「1 暴力行為」(R2年度)

- 小学校では、遊びの中でのルール違反や相手を怒らせる言葉があったことの延長から暴力行為につながるケースや教師の指導に対する反発からの暴力があった。
- 中学校では、ふざけ合いがエスカレートし、腹を立て、気持ちが収まらずに暴力行為や器物破損行為に及ぶケースがあった。

## 2 いじめ

定義：児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。  
 なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

### <小学校>

上段：認知件数 下段：認知学校率(%) = 認知学校数 ÷ 学校総数 × 100 (%)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	全国（R2年度）
文京区 (認知学校率)%	<b>79</b> (80.0)	<b>126</b> (85.0)	<b>81</b> (80.0)	<b>58</b> (50.0)	420,897 (86.4)
東京都 (認知学校率)%	25,837 (82.8)	45,192 (93.4)	57,427 (95.0)	38,384 (90.9)	

### <中学校>

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	全国（R2年度）
文京区 (認知学校率)%	<b>24</b> (80.0)	<b>23</b> (80.0)	<b>16</b> (60.0)	<b>19</b> (60.0)	80,877 (82.2)
東京都 (認知学校率)%	5,017 (84.3)	6,482 (92.8)	6,968 (91.5)	4,090 (87.2)	

### 「2 いじめ」(R2年度)

- 小学校：58件の内解消46件（79.3%） [R1年度81件の内解消56件（69.0%）]
- 中学校：19件の内解消15件（78.9%） [R1年度16件の内解消16件（100.0%）]
- いじめの態様：小学校、中学校共に「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」が最も多い。

#### ○未然防止の取組例

##### (小学校)

- ・軽微ないじめも見逃さないよう、生活アンケート、アンケート結果による聞き取り、スクールカウンセラーによる面談等によりいじめの状況把握と早期解決に努めている。
- ・「いじめ」について未然防止や早期発見・早期対応等の研修を行い、全教職員の共通理解を図っている。
- ・毎週定期的に、児童の様子について情報交換を行い、いじめに繋がる事象があった場合には、教職員で共通理解を図り、多くの教職員で指導できるようにしている。必要に応じて学校いじめ対策委員会を開催し、組織的に対応している。

##### (中学校)

- ・いじめに発展する可能性のある、初期の生徒間トラブルなどを、各学級や学年全体に認識させ、問題意識を共有させることによって、問題の早期解決や新たな問題発生の抑止に効果を上げている。
- ・生徒会主催で「IBP活動」（いじめ防止プロジェクト）を実施し、いじめを許さない環境作りをしている。
- ・保護者と綿密に連携しながら家庭の愛情や支えなどの役割の重要性を再確認していただいている。加えて、青少年委員・児童相談所・子ども家庭支援センター・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどと綿密に連携して情報を共有しながらいじめ防止に取り組んでいる。

### 3 長期欠席

定義：令和3年3月31日現在の在学者のうち、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄の日数により、令和2年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒数

#### <理由別長期欠席者数>

病気	本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む。）
経済的理由	家計が苦しく教育費が出せない、児童・生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者。
新型コロナウイルスの感染回避（R2新設）	新型コロナウイルスの感染を回避するため、本人又は保護者の意思で出席しない者、及び医療的ケア児や基礎疾患児で登校すべきでない」と校長が判断した者。
その他	「病気」、「経済的理由」、「不登校」、「新型コロナウイルスの感染回避」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者。

#### <R2年度小・中学校>

( )はR1年度

項目	病気	経済的理由	不登校	出現率(%)※	新型コロナウイルスの感染回避	その他	計
小学校	<b>31</b> (14)	<b>0</b> (0)	<b>91</b> (79)	<b>0.93</b> (0.89)	<b>53</b>	<b>86</b> (73)	<b>261</b> (166)
中学校	<b>15</b> (23)	<b>0</b> (0)	<b>125</b> (107)	<b>5.75</b> (5.08)	<b>11</b>	<b>5</b> (3)	<b>156</b> (133)

※出現率＝不登校者数÷在籍者数×100(%)

#### 「3 長期欠席」(R2年度)

- 近年、本区においては、経済的理由による長期欠席はない。
- その他（保護者の教育の考え方、インターナショナルスクールを含む）が多い。

## 4 不登校

定義：何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的  
要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくとも  
できない状況にある者（病気や経済的な理由は除く。）。

### <小学校> 上段：人数 下段：出現率

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	全国（R2年度）
文京区 (出現率)%	<b>44</b> (0.52)	<b>73</b> (0.82)	<b>79</b> (0.89)	<b>91</b> (0.93)	63,350 (1.00)
東京都 (出現率)%	3,226 (0.56)	4,318 (0.74)	5,217 (0.88)	6,317 (1.06)	

### <中学校>

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	全国（R2年度）
文京区 (出現率)%	<b>111</b> (5.38)	<b>107</b> (5.29)	<b>107</b> (5.08)	<b>125</b> (5.75)	132,777 (4.10)
東京都 (出現率)%	8,762 (3.78)	9,870 (4.33)	10,851 (4.76)	11,371 (4.93)	

※出現率＝不登校者数÷在籍者数×100（%）

#### 「4 不登校」（R2年度）

##### ○不登校の主な要因

（小学校）

- ①「無気力、不安」 (28.6%)
- ②「親子の関わり方」 (16.5%)
- ③「学業の不振」 (15.3%)

（中学校）

- ①「いじめを除く友人関係をめぐる問題」 (27.2%)
- ②「学業の不振」 (22.4%)
- ③「無気力、不安」 (12.0%)

##### ○不登校対応への主な取組例

（小学校）

- ・児童が連続して3日以上休んだ場合の対応方法を校内で共通理解し、対応している。

（中学校）

- ・学期に1回程度実施している生徒の「意識調査」等で、生徒の学校生活に関する意識を把握している。

（小中学校共通）

- ・教育相談機関や教育支援センター（適応指導教室）及び民間施設等、学校外で相談・指導を受けている児童・生徒の出席状況や活動内容を把握している。

##### ○教育センターの取組

- ・区スクールカウンセラーの全区立小中学校（週2日）配置と都及び区スクールカウンセラーによる全員面接（小5・中1）を実施した。
- ・スクールソーシャルワーカーの配置を2校増やし、小中学校4校への配置とした。学校との定期的な情報共有を行いながら、児童生徒や保護者との面接、教員への情報交換や情報提供・アドバイス等、関係機関との調整等、学校と連携し対応を進めている。
- ・「ふれあい教室」において民間フリースクールとの連携による学習講座及び保護者向け講座を実施した。
- ・「家庭と子供の支援員」の配置による不登校児童・生徒への家庭訪問や登校支援を実施した。